

後期高齢者医療保険料のお知らせ

1 保険料率の見直しについて

被保険者数、医療費、高齢者負担率の増加により、保険料率を見直します。

【変更点】 均等割額が、これまでの **43,700円** から **45,000円** となります。

所得割率が、これまでの **7.9%** から **8.1%** となります。

<保険料の出し方>

保険料	=	均等割 (定額負担)	+	所得割 (所得に応じた負担)
		45,000円 所得に応じた軽減があります		賦課のもととなる所得 × 8.1% 所得に応じた軽減があります

* 賦課のもととなる所得とは、総所得から基礎控除 33 万円を引いたもの

2 保険料の賦課限度額の変更について

【変更点】 保険料の上限額が、これまでの **57万円** から **62万円** となります。

3 所得割の軽減の廃止について

【対象者】 賦課のもととなる所得が 58 万円以下 (年金収入 211 万円以下) の方

【変更点】 軽減割合が、これまでの **2割** から **軽減なし** となります。

4 均等割の軽減の変更について

【対象者】	世帯の総所得が 33 万円以下で世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他所得なし) の方	世帯の総所得が 33 万円以下の方	世帯の総所得が [33 万円 + (*) 27.5 万円 × 世帯の被保険者数] 以下の方	世帯の総所得が [33 万円 + (*) 50 万円 × 世帯の被保険者数] 以下の方
軽減割合	9割	8.5割	5割	2割
均等割年額	4,500円	6,700円	22,500円	36,000円
【変更点】	これまでと同じです	これまでと同じです	(*) 27万円 → 27.5万円 に対象者枠が拡大します	(*) 49万円 → 50万円 に対象者枠が拡大します

5 被扶養者軽減の変更について

【対象者】 全国健保協会 (協会けんぽ)、健保組合、共済組合等の被扶養者だった方 (国保、国保組合は含まれません)

【変更点】 軽減割合が、これまでの **7割** から **5割** へ変更されます。

(4 の表で均等割の軽減割合が 9 割または 8.5 割に該当する方は、均等割の軽減割合は 5 割でなく、**9 割または 8.5 割** となります。所得割はこれまでどおりかかりません。)

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015